

警戒度レベル「特定警戒」における対応

※下線部が変更部分

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和 2 (2020) 年 12 月 30 日 (水) ～ 令和 3 (2021) 年 1 月 31 日 (日) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・ 栃木県特定警戒行動 を要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）
■特に、**感染リスクが高い場面を避ける**ことを要請（大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛）
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底するよう要請

●事業者に対する協力要請

- ・ 一部の市町における酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）に対し、営業時間短縮の協力を要請（特措法第24条第9項）
【地域】宇都宮市全域 【期間】1月8日（金）～1月22日（金） 【内容】20時から翌朝5時までの営業休止
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、**感染拡大防止のための適切な取組**を要請（特措法第24条第9項）
- ・ 「**新型コロナ感染防止対策取組宣言**」の実施を要請（特措法第24条第9項）
- ・ テレワーク等の制度活用 of 推進、オンラインビジネスの推奨

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼については別途定める

※ 学校においては、感染リスクの高い教育活動を控えた上で、通常登校を継続する

栃木県特定警戒行動

不要不急の外出自粛

特に、次の外出について注意

- ・ **1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への往来**
- ・ **夜間（20時以降）の外出**

新たな要請内容

感染が拡大している地域の酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）に対し、

営業時間の短縮を要請

【時短要請を行う対象の考え方】

- すべての活動をストップさせることなく、ポイントを絞った対策とする。
- 「飲酒を伴う懇親会等」は、感染リスクが高いと考えられる。
- 飲食を中心として感染拡大していると考えられるため、飲食店などの営業時間のさらなる短縮の要請を含め会食・飲食による感染拡大リスクを徹底的に抑えることが必要と考えられる。
（新型コロナウイルス感染症対策分科会）

【感染が拡大している地域の考え方】

- 市町単位で地域を設定
- 人口10万人あたり1週間新規感染者数が25人以上（国・ステージ4）を目安とする
- 人口規模を勘案し、新規感染者の実数が一定程度（30人以上）あることを目安とする
- 施設等クラスターによる影響は除外

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて下記のとおり営業時間の短縮に御協力頂いた事業者に対し、協力金を支給します。

- 【対象期間】 1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間
- 【対象地域】 宇都宮市全域
- 【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗
- ・ 酒類を提供している飲食店（カラオケ店を含む）
 - ・ これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗
 - ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「ステッカー」等を掲示している店舗
- 【支給額】 1店舗あたり 30万円
- 【申請方法】 インターネット又は郵送
- 【受付期間】 1月25日（月）～2月19日（金）（消印有効）



※詳細については、県HP (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/kyoryokukin.html>) をご覧ください。